平成３０年（フ）第５０号
栃木県足利市大前町243番地３　ＭＩＫＩハウス天神前Ａ103
債務者　髙畑　友緋
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１４号
長崎県松浦市御厨町米ノ山免592番地２
債務者　松下由美子
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月９日午前11時50分
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
栃木県佐野市関川町651番地１
債務者　田所　代子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第３７８号
東京都府中市武蔵台３丁目７番１号コーポ栄華２－Ｄ号室、住民票上の住所東京都府中市武蔵台２丁目24番地武蔵台２丁目アパート１－103
債務者　今川　光枝
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２５２号
静岡県浜松市北区三方原町2177番地の３　シャルマンドミールＣ202号、前住所静岡県浜松市北区細江町中川732番地　イーストヒル21　101号
債務者　山田多可子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
栃木県足利市八幡町719番地
債務者　木村　淳子
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１１７５号
横浜市都筑区川和台30番12号　大島テラスハウスＢ棟
債務者　犬飼　　薫（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２０３号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵320番地４　リメインズ湘南204
債務者　南　　隆一
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２１４号
横浜市南区前里町３丁目82番地　花園荘202号
債務者　立花　義明
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１２２４号
横浜市青葉区奈良５丁目４番地16　ピュア・Ｍ１　202
債務者　鈴木　　和
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成３０年（フ）第１１０９号
東京都板橋区赤塚３丁目28―13
破産者　星川美枝子
1　決定年月日　平成30年６月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　本件破産手続において破産債権を行使することができる破産債権者がおらず、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５４号
仙台市宮城野区二の森12番52号
破産者　株式会社パールシャープ仙台
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９５５号
東京都大田区上池台４丁目22―７―208
破産者　市川　智章
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２４号
岐阜市神田町４丁目16番地
破産者　株式会社クローバー
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１７０号
名古屋市中川区東起町４丁目２番地の１
破産者　合資会社広布工業所
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９８３号
大阪市此花区西九条１丁目26番12号
破産者　是永印刷株式会社
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８号
北海道苫小牧市字樽前200番地１
破産者　有限会社アジアン
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部